

いわて子どもの森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第38号

いわて子どもの森条例の一部を改正する条例

いわて子どもの森条例（平成15年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第6条関係）				別表第1（第2条、第6条関係）			
[略]				[略]			
設備名	バーチャルモーションライド シャワー			設備名	シャワー		
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
区 分	単 位	利用料金 の上限額	附属の設備の利 用料金の上限額	区 分	単 位	利用料金 の上限額	附属の設備の利 用料金の上限額
[略]			[略]	[略]			[略]
テント サイト	[略]			テント サイト	[略]		
バーチャル モーション ライド	小学校児童 、中学校生 徒及び高等 学校生徒	1人1回につき	180				
	一般	1人1回につき	360				
シャワー	[略]			シャワー	[略]		
備考1・2 [略] 3 幼児に係る宿泊室の加算利用料金及びバーチャルモーションラ イドの利用料金は、無料とする。 4～6 [略]				備考1・2 [略] 3 幼児に係る宿泊室の加算利用料金は、無料とする。 4～6 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。